

会 議 結 果 等

会 議 名 称	第 122 回 加古川市開発審査会
開 催 日 時	令和 2 年 2 月 20 日 (木) 午後 3 時 20 分から午後 5 時 00 分まで
開 催 場 所	加古川市役所新館 6 階 161 会議室
出 席 者	<p><委員> 大塚 毅彦、羽田 由可、加茂 保明、谷本 留美、安枝 英俊、村津 麻紀、高見 忠良</p> <p><幹事> 都市計画部次長、都市計画部参事、建築指導課長、農林水産課長、産業振興課長、農業委員会事務局長</p> <p><付議案件担当> 都市計画課職員</p> <p><事務局> 開発指導課職員</p>
会 議 次 第	<p>1. 開 会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席状況の報告 ・ 会長あいさつ ・ 議事録署名委員の指名 <p>2. 議 案</p> <p>(1) 法定調査審議事項 都市計画法第 43 条 (建築許可) に係る報告 (全 7 件)</p> <p>(2) 加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に基づく「特別指定区域指定(案)」について (大沢地区協議)</p> <p>(3) 収用対象事業による事業所の移転に係る都市計画法第 29 条許可について(事前相談)</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回開発審査会の開催予定
審 議 内 容	<p>(1) 令和元年 12 月～令和 2 年 2 月許可分について報告がなされた。</p> <p>(2) 大沢地区における加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に基づく「特別指定区域指定(案)」について、案のとおり了承された。</p> <p>(3) 収用対象事業による事業所の移転に係る都市計画法第 29 条許可について、事前相談の方針のとおり進め、計画を事前審査に諮るよう了承された。</p>